

学校図書館での読書記録に関するプライバシー侵害についての研究

藤原 睦心

「図書館の自由に関する宣言」では、「図書館は利用者の秘密を守る」とうたわれている。また「図書館の自由に関する宣言」の前文では、宣言は全ての図書館に適用されるとも書かれている。

しかし、学校図書館においては、読書指導・生活指導目的で、利用者である児童生徒のプライバシーを侵害する事例が多数存在していた。これを問題視した学校図書館関係者らにより「学校図書館の貸出をのばすためののぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」(貸出五条件)というガイドラインが制定されるなどしたが、その理念は完全には定着してはいなかった。

本研究では、貸出五条件制定後の1990年から、貸出五条件の後継となる「学校図書館のためのプライバシー・ガイドライン」が制定される2018年までの期間における学校図書館でのプライバシー侵害の実例や、学校図書館関係者のプライバシー保護の意識を文献調査を通して明らかにすることを目的とした。研究対象とした文献は、図書館の自由を主として取り上げている『「図書館の自由」ニューズレター』(日本図書館協会図書館の自由委員会発行)及び学校図書館の専門誌である『学校図書館』(全国学校図書館協議会発行)とした。

調査の結果、貸出五条件制定前の年代を対象として文献調査を行った先行研究と比較して、児童生徒のプライバシーについて配慮が見られる文献やプライバシーについて論じた文献が多くみられるようになっていたことが明らかになった。特に1990年代は、子どもの権利条約や各自治体の個人情報保護条例との関わりの中でプライバシーについて論じる文献が多く存在した。2000年以降は、『学校図書館』ではプライバシーについて論じる文献はみられなかったものの、改訂版貸出五条件の議論が始まるなど、学校図書館とプライバシーについての議論も引き続きなされていた。

一方で、読書指導の目的で児童の貸出履歴を無断で使用するなど、プライバシーへの配慮に欠ける事例も報告されている。その中には、1990年代に学校図書館のコンピュータ化が進んだことを背景として、この時期から生じるようになった新たな問題も含まれている。

本研究では、一定範囲ではあるものの学校図書館とプライバシーの関係について明らかにすることができた。今後の展望としては、学校図書館に限らず教育誌や専門書の文献調査を行うことで教育業界全体における児童生徒のプライバシー保護意識を明らかにすることや、本研究範囲以降のプライバシー意識の変遷を探ることなどがあげられる。

(指導教員 小野 永貴)